閣副第９９７号
府副整第１号
令和８年１０月３０日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長
殿

内閣官房地域未来戦略本部事務局副首都整備等推進室長
内閣府副首都整備等担当室長
（公印省略）

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令及び国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則の公布及び施行について（通知）

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和８年法律第７８号。以下「法」という。）の施行に伴い、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（令和８年政令第３４２号。以下「施行令」という。）並びに国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則（令和８年内閣府令第９２号。以下「施行規則」という。）が本日付けで公布・施行されました。

施行令及び施行規則の内容は、法の施行に伴い、首都中枢機能代替地域に係る要件並びに国の行政機構の立地状況、人口及び経済の集積状況及び必要な地方行政体制に係る副首都の指定に関する要件を定めるものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一　首都中枢機能代替地域に係る要件に関する事項

法第２条第３項の政令で定める要件は、次のいずれにも該当しない地域であることとされたこと。（施行令第１条関係）

一　首都直下地震対策特別措置法（平成２５年法律第８８号）第３条第１項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する首都直下地震緊急対策区域

都県名	区域
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡、稲敷郡、結城郡、猿島郡及び北相馬郡の区域
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市及び下都賀郡野木町の区域
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡、甘楽郡下仁田町、同郡甘楽町、佐波郡及び邑楽郡の区域
埼玉県	全域
千葉県	全域
東京都	全域
神奈川県	全域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡富士河口湖町及び北都留郡の区域
長野県	南佐久郡川上村、同郡南相木村及び同郡北相木村の区域
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、田方郡及び駿東郡の区域

二　活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号）第３条第１項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する火山災害警戒地域（当該地域に首都直下地震対策特別措置法第２条第１項に規定する東京圏の区域が含まれる火山に係るものに限る。）

火山	都道府県	市町村
富士山	神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町
	山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町
箱根山	神奈川県	箱根町
伊豆大島	東京都	大島町
新島	東京都	利島村、新島村、神津島村
神津島	東京都	新島村、神津島村
三宅島	東京都	三宅村
八丈島	東京都	八丈町
青ヶ島	東京都	青ヶ島村

第二　副首都の指定に係る要件に関する事項

一　国の行政機構の立地状況の要件

法第１８条第１項第１号の政令で定める要件は、内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４３条及び国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）第９条の地方支分部局が１４以上置かれている市町村であることとされたこと。（施行令第２条第１項関係）

＜地方支分部局一覧＞

1	沖縄総合事務局	8	保護観察所	15	都道府県労働局	22	地方運輸局
2	管区行政評価局 沖縄行政評価事務所	9	地方出入国在留管理局	16	地方農政局 北海道農政事務所	23	地方航空局
3	総合通信局 沖縄総合通信事務所	10	公安調査局	17	森林管理局	24	航空交通管制部
4	矯正管区	11	財務局	18	漁業調整事務所	25	管区気象台 沖縄気象台
5	地方更生保護委員会	12	税関 沖縄地区税関	19	経済産業局	26	管区海上保安本部
6	法務局	13	国税局 沖縄国税事務所	20	経済保安監督部 那覇産業保安監督事務所	27	地方環境局
7	地方法務局	14	地方厚生局	21	地方整備局 北海道開発局	28	地方防衛局

二　人口及び経済の集積状況の要件

法第１８条第１項第２号の政令で定める要件は、次のいずれにも該当する市町村であることとされたこと。（施行令第２条第２項関係）

（一）官報で公示された最近の国勢調査（※）の結果による当該市町村の人口を、当該国勢調査の結果による全国の人口で除して得た割合が、１．２パーセント以上であること。

※　令和８年 10 月 30 日現在においては、「令和７年国勢調査　人口等基本集計」（令和８年９月 30 日告示）の結果を用いること。

（二）最近に公表された年度までの過去３年間（※１）における各年度の各道府県の道府県内総生産（※２）を、当該道府県内総生産と同一の会計年度における国内総生産（※３）で除して得た割合を合算して得た割合の３分の１に相当する割合が、２．１パーセント以上である道府県の区域内にあること。

※１　令和８年 10 月 30 日現在においては、令和３年度から令和５年度までに係る県民経済計算及び国内経済計算を用いること。

※２　国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系に準拠して道府県が作成する県民経済生産の体系における県内総生産をいう。

※３　国民経済計算の体系における国内総生産をいう。

三　必要な地方行政体制の要件

（一）施行令関係

法第１８条第１項第３号の政令で定める要件は、次のいずれかの地方行政体制が整備されていることとされたこと。（施行令第２条第３項関係）

イ　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成２４年法律第８０号。以下「大都市法」という。）の規定により特別区が設けられていること又は大都市法第９条第２項の規定による告示がされていること。

ロ　指定都市（地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市をいう。）であって、当該指定都市をその区域に含む道府県と共同して地域における首都中枢機能の代替機能を確保し経済の成長を実現するための施策に関する基本的な計画を定めるとともに、当該道府県と次の（イ）から（ト）までに掲げる事務を処理するに当たっての基本的な方針及び具体的な役割分担並びに当該事務を一体的かつ統一的に処理するための方法として相互間の協議、同法第２５２条の２の２第１項の規定による協議会の設置、同法第２５２条の７第１項の規定による機関等の共同設置、同法第２５２条の１４第１項の規定による事務の委託、同法第２５２条の１６の２第１項の規定による事務の代替執行、同法第２８４条第２項の規定による一部事務組合の設置又は同条第３項の規定による広域連合の設置を定める連携協約（同法第２５２条の２第１項に規定する連携協約をいう。）を締結し、かつ、当該道府県と同法第２５２条の７第１項の規定により副首都の整備に係る施策を推進するための内部組織（同法第１５８条第１項に規定する内部組織をいう。）を共同設置していることその他当該施策の推進に関する一体性、統一性及び透明性を確保するために必要な取組として内閣府令で定めるものを実施する体制を整備していること。

「同法第２５２条の２の２第１項の規定による協議会の設置（略）広域連合の設置」及び「連携協約（略）を締結」とは、地方自治法に規定する共同処理制度をいい、これらの方法により連携して事務を処理する場合には、同法で規定された手続を経る必要があること。また、連携する事務の処理に当たって当該共同処理制度を活用できるかどうかについては、当該事務の根拠法令における解釈によること。

「同法第２５２条の７第１項の規定により（略）を共同設置していること」とは、地方自治法に規定する機関等の共同設置をいい、同法で規定された手続を経る必要があること。また、副首都の指定の申出時において、当該内部組織が既に共同設置されている必要があること。

（イ）産業の振興に関する重要な計画の策定及び変更その他産業の振興に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

（ロ）官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）第９条第１項に規定する都道府県官民データ活用推進計画、同条第３項に規定する市町村官民データ活用推進計画その他の情報通信に関する重要な計画の策定及び変更その他情報通信に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

（ハ）教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成３０年法律第３７号）第５条第１項に規定する地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画その他の教育及び研究に関する重要な計画

の策定及び変更その他教育及び研究に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

（ニ）当該指定都市の区域を含む都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第２項に規定する都市計画区域に係る同条第１項に規定する都市計画のうち同法第１５条第１項各号に掲げるもの及び同項の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号）第４６条各号に掲げるものに関するものであって当該指定都市が定めるものの決定及び変更

（ホ）道路、河川その他の公共施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

（ヘ）スポーツ施設、会議場施設その他の公益的施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

（ト）強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成２５年法律第９５号）第１３条に規定する国土強靱化地域計画その他の防災に関する重要な計画の策定及び変更その他防災に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

（二）施行規則関係

イ　施行令第２条第３項第２号に規定する副首都の整備に係る施策の推進に関する一体性、統一性及び透明性を確保するために必要な取組は、次に掲げる事項としたこと。（施行規則第１条関係）

（イ）指定都市及び当該指定都市をその区域に含む道府県が施行令第２条第３項第２号に掲げる事務を一体的かつ統一的に処理するための相互間の協議を行う場合は、誠実に協議を行うとともに、当該協議が調うように努めるほか、必要と認めるときは、相手方に対して意見を申し出ることができる旨を約していること。

（ロ）指定都市及び当該指定都市をその区域に含む道府県が設ける指定都市都道府県調整会議（地方自治法第２５２条の２１の２第１項に規定する指定都市都道府県調整会議をいう。）において、同条第７項に規定する必要な事項として、次に掲げる事項を定めていること。

・　副首都の整備に係る施策を推進するため、毎会計年度少なくとも２回以上、指定都市都道府県調整会議において、施行令第２条第３項第２号イからトまでに掲げる事務の実施に関する基本的な方向性その他副首都の整備の推進に関し必要な事項について協議（当該事務の実施状況の報告を含む。）を行うこと。

・　指定都市の長及び当該指定都市をその区域に含む道府県の知事が、指定都市都道府県調整会議において副首都の整備に係る施策について協議した事項を公表するとともに、それぞれの議会に報告すること。

ロ　施行令第２条第３項第２号ホに規定する副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定める公共施設は、次に掲げるものとしたこと。（施行規則第２条関係）

（イ）道路法（昭和２７年法律第１８０号）第５条第１項の一般国道（同法第１３条第１項の規定により国土交通大臣が管理を行う区間外のものに限る。）及び同法第７条第１項の都道府県道のうちその一部が当該指定都市の区域内に存するもの

（ロ）河川法（昭和３９年法律第１６７号）第４条第１項の一級河川（同法第９条第２項の規定により国土交通大臣が指定した区間内のものに限る。）及び同法第５条第１項の二級河川のうち同法第９条第５項又は同法第１０条第２項の規定により当該指定都市の長が管理を行う区域を含むもの

（ハ）当該指定都市又は当該指定都市をその区域に含む道府県が管理する港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第２項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾（当該指定都市が管理する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾が存しない場合を除く。）

（ニ）当該指定都市又は当該指定都市をその区域に含む道府県が設置する都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項に規定する都市公園のうち、敷地面積が５０ヘクタール以上であるもの

ハ　施行令第２条第３項第２号ヘに規定する副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定める公益的施設は、指定都市又は当該指定都市をその区域に含む道府県が整備及び管理するものであって、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することが見込まれる次に掲げるものとしたこと。（施行規則第３条関係）

（イ）スポーツ施設

（ロ）文化施設

（ハ）会議場施設

（ニ）（イ）～（ハ）のほか、副首都の整備に当たって特に必要な公益的施設

ニ　指定都市及び当該指定都市をその区域に含む道府県が連携協約であって、施行令第２条第３項第２号に規定するものを締結、変更又は廃止したときは、当該道府県は、内閣総理大臣にその旨を通知するものとしたこと。（施行規則第４条第１項関係）

道府県の区域に複数の指定都市が所在する場合には、当該道府県は、施行令第２条第１項及び第２項の要件に該当する指定都市以外の指定都市と、連携協約であって、同条第３項第２号に規定するものを締結することができること。この場合においては、施行規則第４条第１項の規定を準用すること。（施行規則第４条第２項関係）

四　特別区の特例

大都市法の規定により一の道府県に設けられた特別区の存する区域については、当該区域を一の市とみなして、施行令第２条第１項及び第２項の規定を適用することとされたこと。（施行令第２条第４項関係）

第三　施行期日

施行令及び施行規則は、公布の日（令和８年１０月３０日）から施行するものとされたこと。（施行令附則及び施行規則附則関係）

第四　その他

一　連携協約に規定する事務に関すること

第二の三の（一）のロの（イ）から（ト）に掲げる連携協約に規定しなければならない事務については、今後、別途通知する予定であること。

二　附帯決議に関すること

第２２１回特別国会における法案審議に際して、参議院沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会において、別添の附帯決議がなされたところであり、次に掲げる事項について特に留意いただきたいこと。

二、副首都の指定に当たっては、指定に先立ち、副首都の指定に係る基本方針の策定に関する基本的考え方及び政令の基本的考え方を、法律の施行後に速やかに策定することとし、当該考え方に基づいて、道府県が副首都の指定の申出を行うこととすること。

六、大都市地域における特別区の設置についての住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙並びに、長の選挙に係る選挙期間とが重複しないように最大限調整する。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案に対する附帯決議

令和八年七月二十四日
参議院沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会

首都直下地震や南海トラフ地震など国難ともなり得る大規模災害の発生が切迫する中で、国家社会機能の継続性確保に向けた取組の重要性が一層高まっている。これまで政府が進めてきた多極分散型国土形成、国土強靱化、地方創生等の取組は、そうした課題にも資するものであるが、その実現は道半ばであり、相互の関連性や相乗効果なども含め、施策の実効性が確保されるように、常にその在り方を見直していくことが求められている。

そうした中、本法は新たに副首都及び首都中枢機能代替地域を整備しようとするものであり、これらに期待される機能が十分に発揮されるよう、政府は、国会のこれまでの議論を踏まえ、その施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、副首都の指定は、特定の道府県の指定を前提にしたものではなく、同時被災リスクに備える観点から、複数の道府県の指定を前提とした制度設計とすること。

二、副首都の指定に当たっては、指定に先立ち、副首都の指定に係る基本方針の策定に関する基本的考え方及び政令の基本的考え方を、法律の施行後に速やかに策定することとし、当該考え方に基づいて、道府県が副首都の指定の申出を行うこととすること。

三、副首都の指定に当たっては、恣意性を排除するため、客観的な基準を明確にすること。その際、首都直下地震のみならず、日本列島が直面する災害リスク（南海トラフ地震等）に幅広く備える観点から、専門的知見に基づき、複数選定される客観的基準を検討すること。

四、副首都の指定に当たっては、政府内の審議過程の透明性を確保すること。

五、副首都の整備及び国家社会機能継続性確保に関する財政上の措置については、我が国の政治、行政、司法、経済等の活動を持続可能なものとするための多重性・代替性の確保等に必要な整備を基本とするとともに、整備に当たっては、あらかじめ財政規模と財源を明確にし、他の地方公共団体の財源に影響を及ぼさない措置とすること。

六、大都市地域における特別区の設置についての住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙並びに、長の選挙に係る選挙期間とが重複しないように最大限調整する。

七、副首都の指定に当たっては、地方自治法に基づく諸規定に抵触することなく、整合性に留意し、制度設計を図ること。

右決議する。